

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月15日提出
【計算期間】	第39特定期間(自 2021年3月16日至 2021年9月15日)
【ファンド名】	フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド
【発行者名】	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 桑畑 卓
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	明石 晃仁
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03-5219-5700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
		中南米		
		アフリカ		
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 高格付債))		エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用され、マザーファンドへの投資を通じて、投資収益の源泉となる資産に投資を行う投資信託証券に投資を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 高格付債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

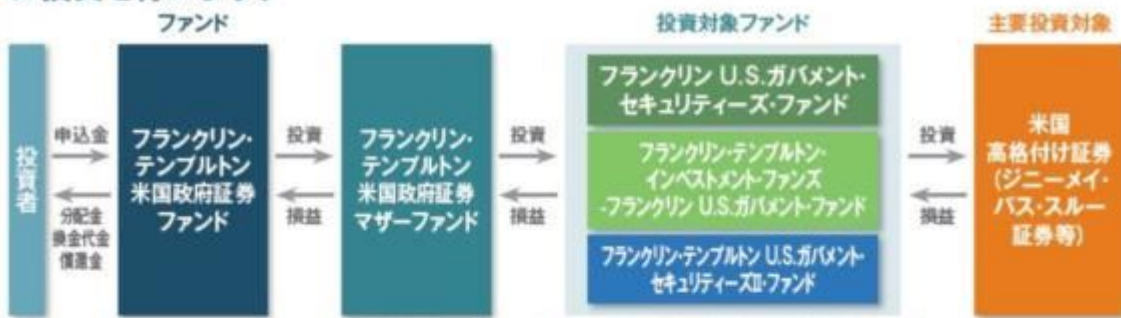
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」への投資を通じて、フランクリン・テンプルトン・グループが運用する複数の外国籍ファンドに投資することにより、実質的に米国ジニーメイ・パス・スルー証券^{※1※2}等の米国高格付け証券に投資を行います。



※投資対象ファンドの組入れは、高位を維持することを基本とします。

※1 ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府の一機関であるジニーメイ（米国政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証していることから、一般的に、米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。

※2 ジニーメイ・パス・スルー証券のしくみ



①において証券化される住宅ローン債権は、米国連邦住宅局の保険または米国退役軍人省の保証などが付されたものが対象となります。

2

インカムゲインを中心として長期的に安定した収益の獲得を目指します。

3

収益の分配は、原則として、毎月行います。

4

為替ヘッジは、行わないことを原則とします。

実質的に米ドル建資産に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

■ファンドの分配方針

毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ②分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
 - ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 収益分配金（以下「分配金」）は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下落します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



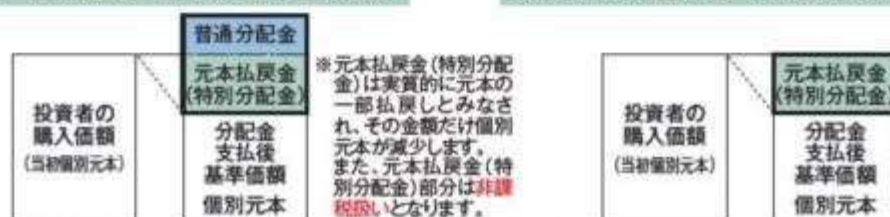
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

主な投資制限

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ◆ジニーメイ・パス・スルー証券は住宅ローン債権のプールに対する持分を表章する証券で、住宅ローンの借入者からの毎月の元利金の支払いを同証券の発行者たる金融機関が受けて、その元利金から手数料を控除した額が投資家に対して支払われ（パス・スルーされ）ます。発行者たる金融機関が、住宅ロー

ンの借入者から繰上げ返済を受けた場合、発行者は再投資（貸付け）を行わず、それに相応する投資家のジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の償還期限前に償還されます。

- ◆プールされる住宅ローンには米国連邦住宅局（Federal Housing Administration）の保険あるいは米国退役軍人省（Department of Veterans Affairs）の保証などが付されています。また、このような住宅ローンには、固定あるいは変動金利のものがあります。
- ◆ジニーメイ・パス・スルー証券の元利金の期日通りの支払いにはジニーメイ（米国政府抵当金庫：Government National Mortgage Association）の保証が付与されています。そして、その保証は米国政府による十分な信頼性と信用（Full Faith and Credit）により支えられています。これらのことからジニーメイ・パス・スルー証券は米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。
- ◆ただし、米国政府等がジニーメイ・パス・スルー証券の価格、投資対象ファンドの価額および当ファンドの元本などを保証するものではありません。ジニーメイ・パス・スルー証券のリスクについては、「3 投資リスク （ご参考）ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク」をご参照下さい。

④ 信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2002年3月26日

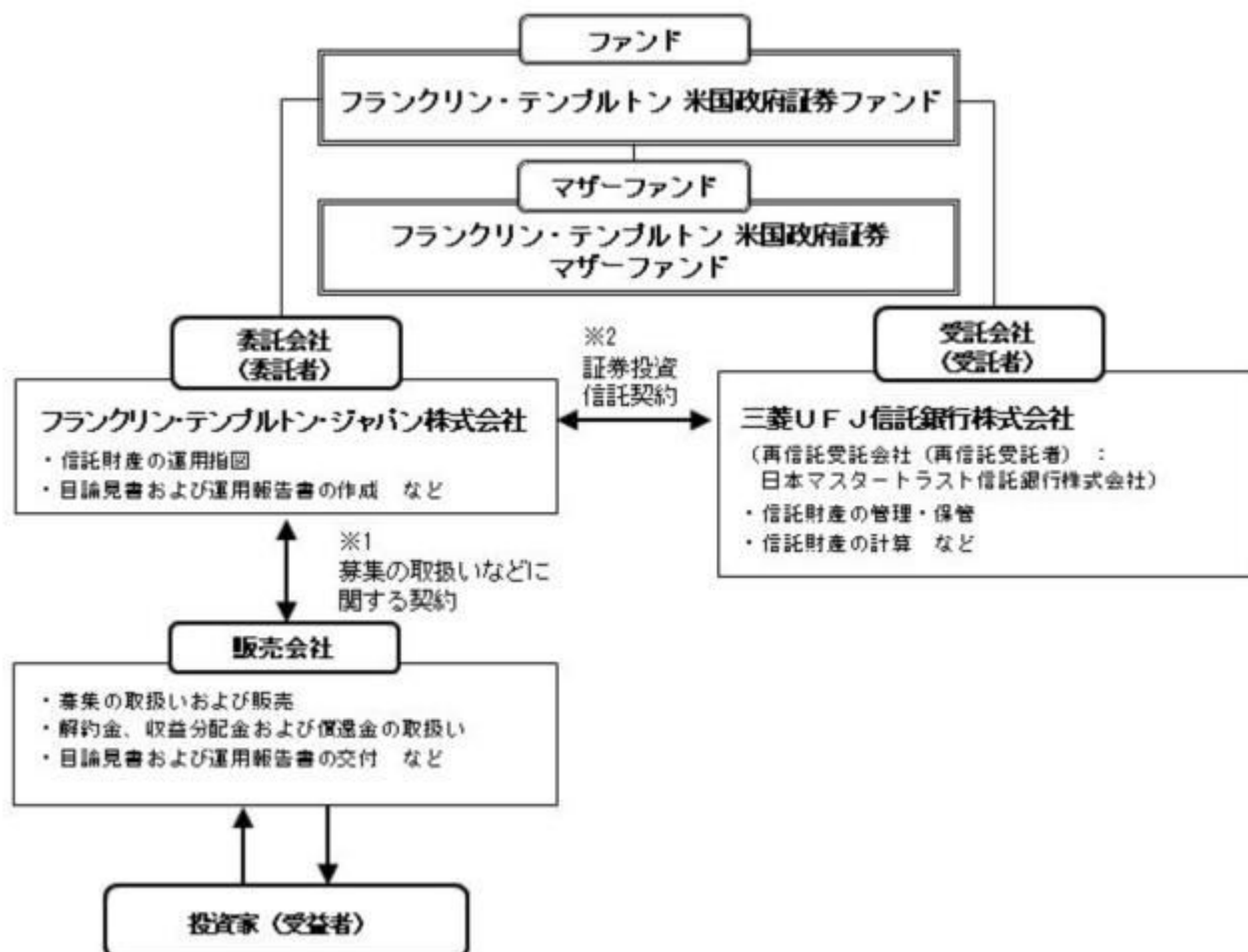
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2021年 4月 1日

- ・ファンドの委託会社としての業務をフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社から レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（商号を「フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に変更。）へ承継

（3）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。



② 委託会社の概況（2021年9月末現在）

1) 資本金

1,000百万円

2) 沿革

1998年4月28日

ソロモン投信委託株式会社設立

1998年6月16日

証券投資信託委託会社免許取得

1998年11月30日

投資顧問業登録

1999年6月24日

投資一任契約に係る業務の認可取得

1999年10月1日

スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2001年4月1日

「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

2006年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
 2007年9月30日 金融商品取引業登録
 2021年4月1日 フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併、「フ
 ランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
フランクリン・テンプルトン・ キャピタル・ホールディングス・ プライベート・リミテッド	シンガポール共和国038987 サンテックタワーワン 38-03 テマセック大通り7	78,270株	100%

※フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第417号）
 はフランクリン・リソーシズ・インク傘下の資産運用会社です。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ① 主としてフランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券への投資を通じて、米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に実質的な投資を行います。なお、投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合またはこの信託の資産総額規模等から委託者が判断して他の投資信託証券を加えることが運用に資すると判断した場合には、米国ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する他の投資信託証券にも投資することがあります。また、直接約款第17条に掲げる有価証券等に投資することがあります。
- ② フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券の組入れは高位を維持することを基本します。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資対象ファンドの選定方針>

以下の条件を満たすファンドをマザーファンドにおいての投資対象ファンドとして選定します。

米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に投資を行うものであること。

（2）【投資対象】

<フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド>

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたフランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券
- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および新株予約権付社債を除きます。）
- 5) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 6) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 7) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 8) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限りします。）

なお、1) から4) までの証券を以下「公社債」といい、6) の証券および7) の証券を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の8) に掲げるものを除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の1) ～4) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<フランクリン・テンブルトン 米国政府証券マザーファンド>

投資信託証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。投資信託証券には投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、または投資証券もしくは外国投資証券が含まれます。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権（イ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）、または投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第2号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限りします。）

なお、３）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第２条第２項第１号に規定する信託の受益権のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第１項第２号に規定する元本補填契約のある金銭信託の受益権に係るものに限り、上記②の４）に掲げるものを除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を上記③の１）～４）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定的な収益の確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
主な投資対象	投資信託証券を主要投資対象としますが、短期金融商品にも投資します。投資信託証券には投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、または投資証券もしくは外国投資証券が含まれます。
投資態度	① 主として「フランクリン U.S. ガバメント・セキュリティーズ・ファンド（米国籍投資法人）」、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S. ガバメント・ファンド（ルクセンブルク籍投資法人）」および「フランクリン・テンプルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズII・ファンド（バミューダ籍投資法人）」等（以下併せて「主たる投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて、米国ジニーメイ・パス・スルー証券（政府抵当金庫パス・スルー証券）等の米国高格付け証券に実質的な投資を行います。なお、投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合またはこの信託の資産総額規模等から委託者が判断して他の投資信託証券を加えることが運用に資すると判断した場合には、米国ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する他の投資信託証券にも投資することがあります。 ② 主たる投資対象ファンドの組入れは高位を維持することを基本とします。 ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

（参考）マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要

ファンド名	フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド	
英文名	Franklin U.S. Government Securities Fund	
形態	米国籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て	
投資目的	金利収入の確保を投資目的とします。	
主な投資戦略	純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債（treasury strips）、長期国債（treasury bonds）、中期国債（treasury notes）など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引（repurchase agreements）を行うことがあります。 ※資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。	
関係法人	運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
	管理事務代行会社	フランクリン・テンプルトン・サービシーズ・エルエルシー（業務委託先：JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー）
	名義書換事務代行会社	フランクリン・テンプルトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー
	保管銀行	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
設定年月	1970年5月	
決算日	9月30日	
申込手数料	かかりません。 ※1	
管理報酬 ※2	年0.625%以内	

※ 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドの Advisor Class（米ドル建て）に投資します。

フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行う Advisor Class のものです。

※2 運用報酬および管理事務代行報酬に相当します。

この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ フランクリン U.S.ガバメント・ファンド
英文名	Franklin Templeton Investment Funds - Franklin U.S. Government Fund

形態	ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て	
投資目的	金利収入と元本の安全性の確保を投資目的とします。	
主な投資戦略	主として米国政府および米国政府機関が発行あるいは保証する証券に投資を行うことにより、投資目的を達成することを企図しています。 ＊資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。	
関係法人	運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
	管理会社	フランクリン・テンプルトン・インターナショナル・サービス・エス・エー・アール・エル（業務委託先：JPモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・エー）
	保管銀行	J Pモルガン・バンク・ルクセンブルク・エス・エー
設定年月	1991年2月 ^{※1}	
決算日	6月30日	
申込手数料	かかりません。 ^{※2}	
運用報酬 ^{※3}	年0.40% ^{※2}	
管理会社報酬 ^{※3}	年0.20%以内	
保管銀行報酬 ^{※3}	年0.01%～年0.14%	

＊ 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・ファンドのClass I (Mdis)（米ドル建て）に投資します。

フランクリン U.S.ガバメント・ファンドは、各シェアクラス（申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。）に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)については、2001年12月に導入されたものです。

※2 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I (Mdis)のものです。

※3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

ファンド名	フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド	
英文名	Franklin Templeton U.S. Government Securities II Limited	
形態	バミューダ籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て	
投資目的	金利収入の確保を投資目的とします。	
主な投資戦略	純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。 また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債（treasury strips）、長期国債（treasury bonds）、中期国債（treasury notes）など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引（repurchase agreements）を行うことがあります。 ＊資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。	
	運用会社	フランクリン・アドバイザーズ・インク
	管理事務代行会社	フランクリン・テンプルトン・サービス・エルエルシー（業務委託先：JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー）

関係法人	名義書換事務 代行会社	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（アジア）リミ テッド
	保管銀行	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
設定年月	2002年8月	
決算日	9月30日	
申込手数料	かかりません。	
運用報酬 [※]	年0.40%以内	
管理事務代行報酬 [※]	年0.10%以内	
名義書換事務代行 報酬 [※]	年0.05%以内	

※ この他に保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

<ご参考>

当ファンドのマザーファンドの投資対象ファンドである「フランクリン・テンプルトンU.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド」、「フランクリン・テンプルトン・インベストメント・ファンズ－フランクリンU.S.ガバメント・ファンド」、「フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド」の運用プロセスを示したものです。

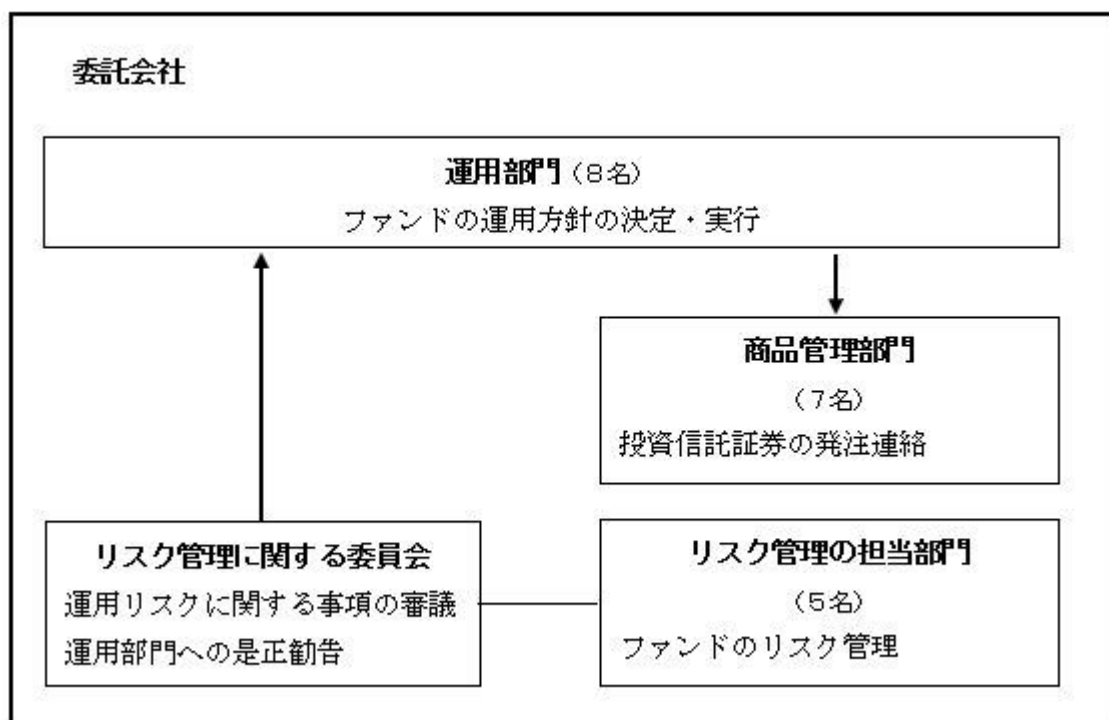
3つのステップ



投資対象ファンドはフランクリン・テンプルトン債券グループが運用を担当します。

（３）【運用体制】

■ファンドの運用体制



■内部管理体制および意思決定を監督する組織等

- ① 委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署、権限を規定しております。また実際の売買執行等について社内規程・方針を設けているほか、各部署において業務規定を策定しております。
- ② 運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎月15日（ただし、15日が休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、委託者が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド＞

- １）フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド受益証券以外への投資は約款第17条の範囲内で行います。
- ２）外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ３）原則として実質的に複数の投資信託証券に投資し、かつ１投資信託証券への実質投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）ものであることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の50%以上の取得ができるものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。
- ４）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ５）公社債の借入れの指図および範囲
 - イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ロ）イ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ）信託財産の一部解約等の事由により、ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 二）イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ６）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ７）外国為替予約の指図
 - イ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - ロ）イ）の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ハ）ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ８）資金の借入れ
 - イ）委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、もしくは受益者への解約代金支

払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド>

1) 投資信託証券以外への投資は約款第13条の範囲内で行います。

2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3) 原則として複数の投資信託証券に投資し、かつ1投資信託証券への投資は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、約款または規約において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。）ものであることが記載されている投資信託証券を組入れる場合には、純資産総額の50%以上の取得ができるものとします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、純資産総額の10%以内とします。

4) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6) 外国為替予約の指図

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とするため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

<主な変動要因>

① 価格変動リスク

○有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行い、投資対象ファンドは主にジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券などの値動きのある有価証券等を投資対象とします。当ファンドの基準価額は、当ファンドおよび投資対象ファンドが組

入れたこれら有価証券等（以下、「組入有価証券等」といいます。）の市場価格の変動による影響を受けます。

○為替変動リスク

外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。

当ファンドがマザーファンドを通じて投資を行う投資対象ファンドおよびジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券は米ドル建てです。当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

③ 信用リスク

当ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

（ご参考）ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク

① 金利変動リスク

他の債券同様、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。

② 米国投資リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国の住宅ローン債権を証券化した債券であるため、米国の経済および市場動向によっては投資成果が影響を受けることがあります。

③ 価格変動リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府機関であるジニーメイ（政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証する債券であるため、一般的に、米国国債と同等の高い信用力を有すると考えられています。しかしながら、そのことは証券価格および利回りが保証されていることを意味するものではありません。また、売却時又は償還時には取得時の価格を下回る可能性があります。

④ 期限前償還リスク

ジニーメイ・パス・スルー証券は、住宅ローンの借換えなどにより、一般的に金利が低下すると期限前償還が増え、逆に金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります（期限前償還は金利変動の他にも様々な要因によって発生します。）。住宅ローンの借入者から期限前返済を受けた場合、証券発行者は当該期限前返済金を再投資（貸付け）に用いず、それに相応する投資家の、ジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の期限前に償還されます。したがって、ジニーメイ・パス・スルー証券の期限前償還の増減によって、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も影響を受けます。

<その他の留意点>

① 投資対象ファンド変更の可能性

投資対象ファンドの属する国の法制、税制等の変更があった場合、また当ファンドの資産総額規模等から委託会社が他のファンドを加えることが運用に資すると判断した場合には、ジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券に投資する投資対象ファンド以外の他のファンドにも投資することがあります。

② 追加設定・一部解約による資金流入に伴う影響

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。

③ 信託の途中終了

後記「第2 管理及び運営／3 資産管理等の概要／（5）その他／① 信託の終了（繰上償還）」による信託契約の解約により、ファンドが信託期間の途中で終了することがあります。

④ 法令・税制・会計方法等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は、今後、変更される可能性があります。

⑤ クーリング・オフ

※上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、申込金額に1.65%（税抜1.5%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問い合わせください。

- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、購入に関する事務手続き等のコストの対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し（年0.77%（税抜0.7%））の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

1）ファンドにかかる信託報酬

信託報酬の配分（税抜）は、以下の通りとします。

各販売会社の純資産残高	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	年0.26%	年0.40%	年0.04%
300億円超500億円以下の部分	年0.21%	年0.45%	
500億円超1,000億円以下の部分	年0.06%	年0.60%	
1,000億円超の部分	年0.02%	年0.64%	

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等

2）投資対象ファンドにかかる運用・管理報酬等

投資信託証券の純資産額に運用・管理報酬等の料率（年0.55%～年0.74%程度）を乗じて得た額とします。

運用・管理報酬等の料率は投資信託証券により異なります。

※詳しくは、「第1 ファンドの状況／2 投資方針／（2）投資対象／◆マザーファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）の概要」をご覧ください。

3）実質的な負担

当ファンドの信託報酬と投資信託証券の運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、年1.32%～年1.51%程度（税込）です。

※実際の負担率は、投資信託証券の組入比率などにより変動します。

一部の投資信託証券における管理事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払います。

（4）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産にかかるその他諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付にかかる費用）、公告費用、格付費用、受益証券の作成・管理事務に関する費用等をいいます。以下「その他諸費用」といいます。）および当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 委託会社は、前記②のその他諸費用（当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）の支払いを信託財産のために行き、支払金額の支弁を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかるその他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額の範囲内で固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前記③においてその他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ⑤ 前記③においてその他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかるその他諸費用の額は、後記「第2 管理及び運営／3 資産管理等の概要／（4）計算期間」の計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該その他諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
- ⑥ 前記①の諸経費および前記②のその他諸費用は、マザーファンドに関連して生じたその他諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。
- ⑦ 有価証券の保管に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ⑧ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引にかかる手数料※は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
※マザーファンドの投資対象ファンドへの投資には、申込手数料はかかりません。
- ⑨ ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ファンドの費用の合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

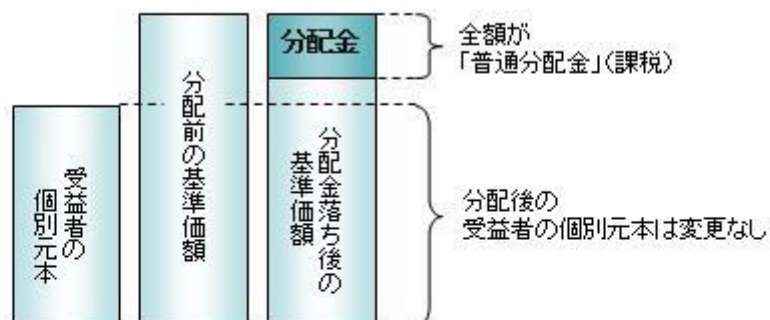
ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益

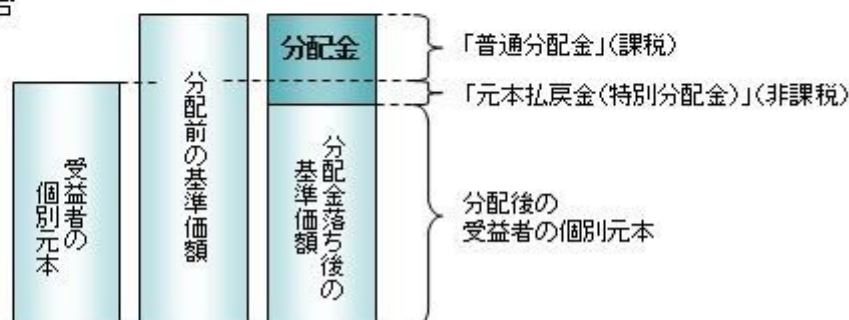
者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年9月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	17,066,275,862	99.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	148,338,185	0.86
合計(純資産総額)		17,214,614,047	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	フランクリン・テンブルトン 米国 政府証券マザーファンド	10,370,222,922	1.6175	16,773,835,576	1.6457	17,066,275,862	99.14

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.14
合計	99.14

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第20特定期間末（2012年 3月15日）	67,406	67,593	0.6141	0.6158
第21特定期間末（2012年 9月18日）	56,744	56,852	0.5770	0.5781
第22特定期間末（2013年 3月15日）	58,138	58,256	0.6913	0.6927
第23特定期間末（2013年 9月17日）	50,938	51,027	0.6916	0.6928
第24特定期間末（2014年 3月17日）	44,124	44,204	0.7156	0.7169
第25特定期間末（2014年 9月16日）	41,978	42,050	0.7533	0.7546
第26特定期間末（2015年 3月16日）	40,737	40,803	0.8570	0.8584
第27特定期間末（2015年 9月15日）	36,039	36,099	0.8438	0.8452
第28特定期間末（2016年 3月15日）	31,983	32,039	0.7948	0.7962
第29特定期間末（2016年 9月15日）	27,787	27,833	0.7171	0.7183
第30特定期間末（2017年 3月15日）	27,599	27,645	0.7759	0.7772
第31特定期間末（2017年 9月15日）	25,950	25,995	0.7490	0.7503
第32特定期間末（2018年 3月15日）	23,119	23,159	0.6994	0.7006

第33特定期間末	(2018年 9月18日)	22,827	22,867	0.7293	0.7306
第34特定期間末	(2019年 3月15日)	21,971	22,010	0.7364	0.7377
第35特定期間末	(2019年 9月17日)	20,743	20,780	0.7290	0.7303
第36特定期間末	(2020年 3月16日)	19,087	19,122	0.7189	0.7202
第37特定期間末	(2020年 9月15日)	18,471	18,494	0.7183	0.7192
第38特定期間末	(2021年 3月15日)	17,920	17,942	0.7297	0.7306
第39特定期間末	(2021年 9月15日)	17,002	17,023	0.7246	0.7255
2020年 9月末日		18,526	—	0.7192	—
10月末日		18,116	—	0.7097	—
11月末日		17,942	—	0.7055	—
12月末日		17,712	—	0.7020	—
2021年 1月末日		17,708	—	0.7064	—
2月末日		17,782	—	0.7128	—
3月末日		18,054	—	0.7404	—
4月末日		17,704	—	0.7282	—
5月末日		17,598	—	0.7298	—
6月末日		17,675	—	0.7335	—
7月末日		17,358	—	0.7260	—
8月末日		17,116	—	0.7272	—
9月末日		17,214	—	0.7369	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第20特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	0.0093
第21特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	0.0073
第22特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	0.0075
第23特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	0.0076
第24特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	0.0076
第25特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	0.0078
第26特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	0.0083
第27特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	0.0084
第28特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	0.0084

第29特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	0.0076
第30特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	0.0076
第31特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	0.0078
第32特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	0.0076
第33特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	0.0075
第34特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	0.0078
第35特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.0078
第36特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	0.0078
第37特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.0070
第38特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	0.0054
第39特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.0054

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第20特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	9.87
第21特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	△4.85
第22特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	21.11
第23特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	1.14
第24特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	4.57
第25特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	6.36
第26特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	14.87
第27特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	△0.56
第28特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	△4.81
第29特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	△8.82
第30特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	9.26
第31特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	△2.46
第32特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	△5.61
第33特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	5.35
第34特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	2.04
第35特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	0.05
第36特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	△0.32
第37特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	0.89
第38特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	2.34

第39特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	0.04
---------	-------------------------	------

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第20特定期間	2011年 9月16日～2012年 3月15日	1,275,747,507	19,201,234,843
第21特定期間	2012年 3月16日～2012年 9月18日	1,735,130,692	13,142,144,353
第22特定期間	2012年 9月19日～2013年 3月15日	1,314,762,779	15,569,504,401
第23特定期間	2013年 3月16日～2013年 9月17日	2,705,523,604	13,147,323,199
第24特定期間	2013年 9月18日～2014年 3月17日	2,731,678,372	14,722,605,389
第25特定期間	2014年 3月18日～2014年 9月16日	1,243,573,288	7,180,449,577
第26特定期間	2014年 9月17日～2015年 3月16日	521,072,086	8,714,504,313
第27特定期間	2015年 3月17日～2015年 9月15日	642,066,206	5,466,737,970
第28特定期間	2015年 9月16日～2016年 3月15日	492,033,419	2,961,668,212
第29特定期間	2016年 3月16日～2016年 9月15日	795,147,057	2,286,738,630
第30特定期間	2016年 9月16日～2017年 3月15日	861,488,938	4,040,291,605
第31特定期間	2017年 3月16日～2017年 9月15日	1,656,595,606	2,579,954,349
第32特定期間	2017年 9月16日～2018年 3月15日	1,049,350,007	2,637,912,436
第33特定期間	2018年 3月16日～2018年 9月18日	523,155,615	2,282,743,447
第34特定期間	2018年 9月19日～2019年 3月15日	657,206,126	2,117,387,664
第35特定期間	2019年 3月16日～2019年 9月17日	330,982,343	1,714,443,843
第36特定期間	2019年 9月18日～2020年 3月16日	533,421,408	2,435,097,355
第37特定期間	2020年 3月17日～2020年 9月15日	680,370,644	1,517,241,031
第38特定期間	2020年 9月16日～2021年 3月15日	833,741,513	1,990,563,510
第39特定期間	2021年 3月16日～2021年 9月15日	922,393,829	2,016,256,468

（参考）

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

以下の運用状況は2021年 9月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	5,184,793,211	30.38
	バミューダ	11,812,365,547	69.21
	小計	16,997,158,758	99.59
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	69,605,412	0.41
合計(純資産総額)		17,066,764,170	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	時価単価 (円)	時価金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資証券	フランクリン・テンプルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズII・ ファンド	11,133,221.239	1,069.95	11,912,047,957	1,061.00	11,812,365,547	69.21
ルクセン ブルク	投資証券	フランクリン・テンプルトン・イン ベストメント・ファンズ - フラン クリン U.S.ガバメント・ファンド Class I (Mdis)	4,992,013.627	1,057.54	5,279,266,039	1,038.61	5,184,793,211	30.38

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	99.59
合計	99.59

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

運用実績

(2021年9月30日現在)

基準価額・純資産の推移



分配の推移

2021年 5 月	9円
2021年 6 月	9円
2021年 7 月	9円
2021年 8 月	9円
2021年 9 月	9円
直近1年間累計	108円
設定来累計	4,954円

※分配金は1万口当たり、税引前
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

■マザーファンドの資産構成

投資対象ファンド	99.6%
フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド	—
フランクリンU.S.ガバメント・ファンド	30.4%
フランクリン・テンプレートンU.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド	69.2%
コール・ローン等	0.4%
計	100.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

※コール・ローン等＝純資産総額（100%）－投資対象ファンド

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率：99.1%

※米国における外国人投資家への税制優遇措置の継続確認により、今後はフランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドへの配分も予定しております。ただし、金融制度および税制等の変更がある場合には配分を変更する場合があります。また、実際の組入れにあたっては、市況動向等も勘案します。

■投資対象ファンドの資産構成

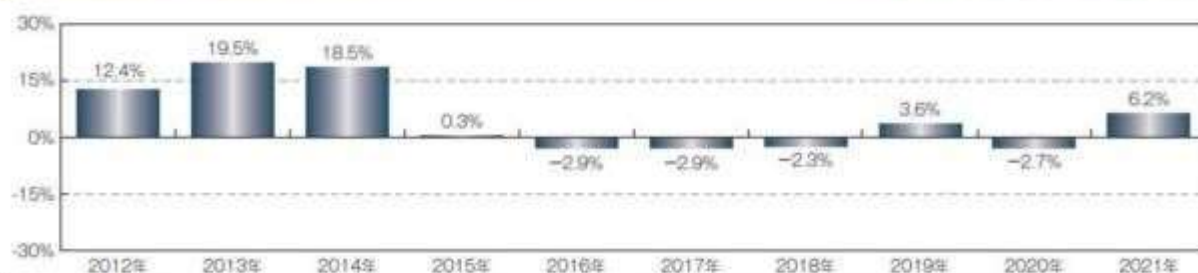
(2021年9月末日現在（現地）)

	ジニーメイ・バス・スルー証券	短期金融商品その他
フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド	98.5%	1.5%
フランクリンU.S.ガバメント・ファンド	97.6%	2.4%
フランクリン・テンプレートンU.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド	94.0%	6.0%

※比率は純資産総額比であり、四捨五入して表示しております。

※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2021年は年初から9月末までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

（３）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（４）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（５）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（７）申込単位

１口の整数倍で販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、証券取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することができます。

※金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第２８条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

（４）解約制限

ありません。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

（６）手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

1口の整数倍で販売会社が定める単位とします。

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託者が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

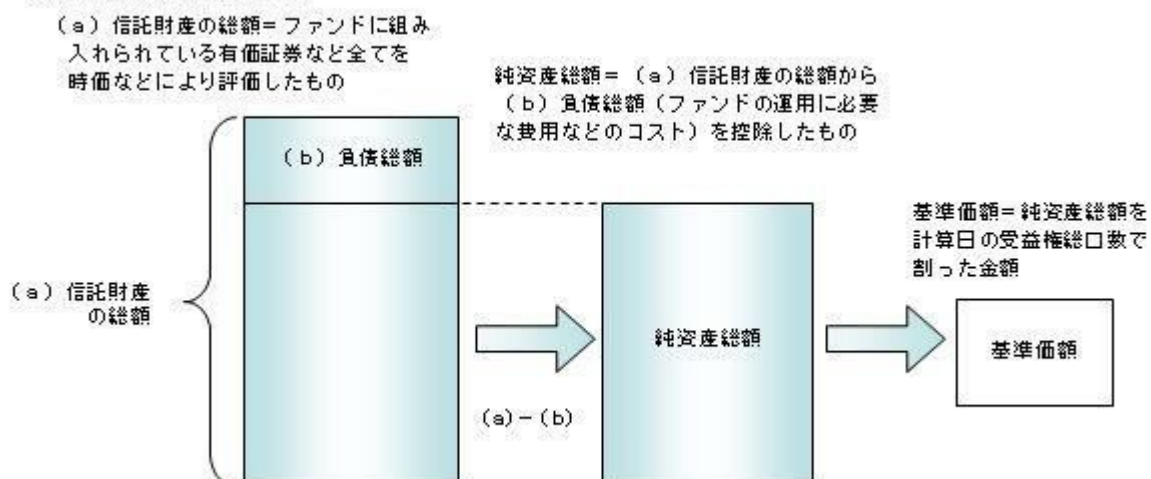
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

フランクリン・テンプレートン・ジャパン株式会社

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

電話番号：03-5219-5940

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2002年3月26日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
 - 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

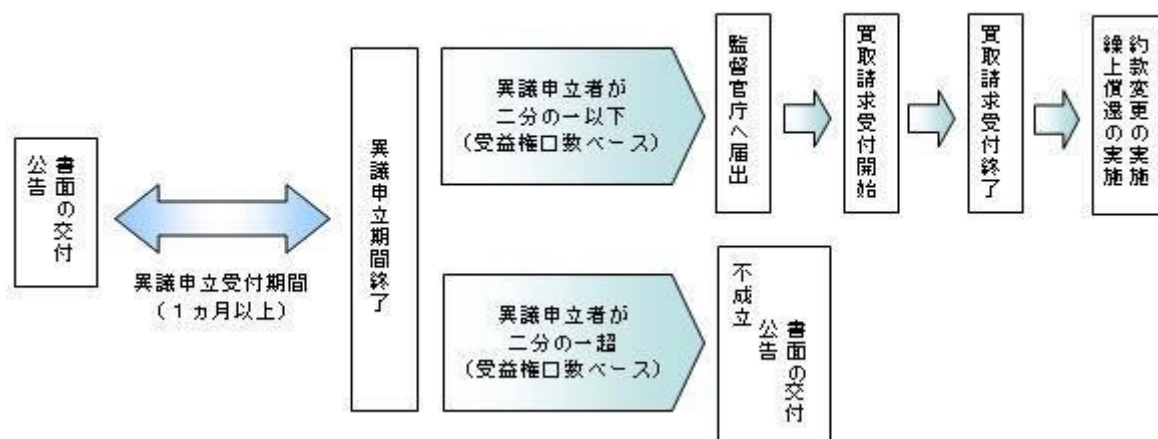
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（3月、9月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<https://www.franklintempleton.co.jp>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2021年 3月16日から2021年 9月15日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

（１）【貸借対照表】

	(単位：円)	
	前期 (2021年 3月15日現在)	当期 (2021年 9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	388,952	272,974
コール・ローン	287,230,178	295,635,275
親投資信託受益証券	17,747,224,773	16,773,835,576
流動資産合計	18,034,843,903	17,069,743,825
資産合計	18,034,843,903	17,069,743,825
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	22,103,157	21,118,681
未払解約金	81,400,118	34,795,315
未払受託者報酬	604,032	621,455
未払委託者報酬	9,966,509	10,253,956
未払利息	826	809
その他未払費用	83,926	86,710
流動負債合計	114,158,568	66,876,926
負債合計	114,158,568	66,876,926
純資産の部		
元本等		
元本	24,559,064,126	23,465,201,487
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,638,378,791	△6,462,334,588
（分配準備積立金）	1,435,561,182	1,301,744,110
元本等合計	17,920,685,335	17,002,866,899
純資産合計	17,920,685,335	17,002,866,899
負債純資産合計	18,034,843,903	17,069,743,825

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日	当期 自 2021年 3月16日 至 2021年 9月15日
営業収益		
受取利息	24	4
有価証券売買等損益	482,547,807	79,143,803
営業収益合計	482,547,831	79,143,807
営業費用		
支払利息	127,322	128,961
受託者報酬	3,926,060	3,897,260
委託者報酬	64,779,954	64,304,707
その他費用	547,147	542,518
営業費用合計	69,380,483	68,873,446
営業利益又は営業損失（△）	413,167,348	10,270,361
経常利益又は経常損失（△）	413,167,348	10,270,361
当期純利益又は当期純損失（△）	413,167,348	10,270,361
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	7,226,683	3,205,897
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△7,244,238,403	△6,638,378,791
剰余金増加額又は欠損金減少額	576,832,047	547,493,351
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	576,832,047	547,493,351
剰余金減少額又は欠損金増加額	240,879,383	249,181,402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	240,879,383	249,181,402
分配金	136,033,717	129,332,210
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△6,638,378,791	△6,462,334,588

（３）【注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）
 該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 (2021年 3月15日現在)	当期 (2021年 9月15日現在)
1 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	25,715,886,123円	24,559,064,126円
期中追加設定元本額	833,741,513円	922,393,829円
期中一部解約元本額	1,990,563,510円	2,016,256,468円
2 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	6,638,378,791円	6,462,334,588円
3 受益権の総数	24,559,064,126口	23,465,201,487口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日	当期 自 2021年 3月16日 至 2021年 9月15日																																																												
1 分配金の計算過程 2020年 9月16日から2020年10月15日まで <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>17,714,071円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>508,216,823円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,539,439,190円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,065,370,084円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>25,670,309,758口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>804円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>9円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>23,103,278円</td></tr></table> 2020年10月16日から2020年11月16日まで	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,714,071円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	508,216,823円	分配準備積立金額	D	1,539,439,190円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,065,370,084円	当ファンドの期末残存口数	F	25,670,309,758口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	804円	10,000口当たり分配金額	H	9円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,103,278円	1 分配金の計算過程 2021年 3月16日から2021年 4月15日まで <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>19,460,711円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>522,445,948円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>1,404,193,961円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>1,946,100,620円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>24,176,359,088口</td></tr><tr><td>10,000口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>804円</td></tr><tr><td>10,000口当たり分配金額</td><td>H</td><td>9円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>21,758,723円</td></tr></table> 2021年 4月16日から2021年 5月17日まで	項目			費用控除後の配当等収益額	A	19,460,711円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	522,445,948円	分配準備積立金額	D	1,404,193,961円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,946,100,620円	当ファンドの期末残存口数	F	24,176,359,088口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	804円	10,000口当たり分配金額	H	9円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,758,723円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	17,714,071円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	508,216,823円																																																											
分配準備積立金額	D	1,539,439,190円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,065,370,084円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	25,670,309,758口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	804円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	9円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,103,278円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	19,460,711円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	522,445,948円																																																											
分配準備積立金額	D	1,404,193,961円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,946,100,620円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	24,176,359,088口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	804円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	9円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,758,723円																																																											

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,402,676円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	513,743,577円
分配準備積立金額	D	1,509,791,917円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,041,938,170円
当ファンドの期末残存口数	F	25,433,747,992口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	802円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	22,890,373円

2020年11月17日から2020年12月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,507,591円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	517,704,107円
分配準備積立金額	D	1,490,643,629円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,026,855,327円
当ファンドの期末残存口数	F	25,298,782,843口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	801円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	22,768,904円

2020年12月16日から2021年 1月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,830,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	520,932,953円
分配準備積立金額	D	1,472,028,922円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,015,792,180円
当ファンドの期末残存口数	F	25,157,728,449口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	801円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	22,641,955円

2021年 1月16日から2021年 2月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,955,380円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	523,909,259円
分配準備積立金額	D	1,459,090,502円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,009,955,141円
当ファンドの期末残存口数	F	25,028,945,457口

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,879,503円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	539,969,930円
分配準備積立金額	D	1,386,617,881円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,939,467,314円
当ファンドの期末残存口数	F	24,204,183,706口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	801円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,783,765円

2021年 5月18日から2021年 6月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,631,857円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	543,247,636円
分配準備積立金額	D	1,362,684,219円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,930,563,712円
当ファンドの期末残存口数	F	24,054,992,195口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	802円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,649,492円

2021年 6月16日から2021年 7月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,861,912円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	556,204,600円
分配準備積立金額	D	1,347,316,500円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,922,383,012円
当ファンドの期末残存口数	F	23,986,798,671口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	801円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,588,118円

2021年 7月16日から2021年 8月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,823,186円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	555,776,879円
分配準備積立金額	D	1,331,411,509円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,903,011,574円
当ファンドの期末残存口数	F	23,814,923,635口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	803円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	22,526,050円

2021年 2月16日から2021年 3月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,860,186円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	521,417,700円
分配準備積立金額	D	1,428,804,153円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,979,082,039円
当ファンドの期末残存口数	F	24,559,064,126口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	805円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	22,103,157円

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	799円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	21,433,431円

2021年 8月17日から2021年 9月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	18,564,853円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	549,669,662円
分配準備積立金額	D	1,304,297,938円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	1,872,532,453円
当ファンドの期末残存口数	F	23,465,201,487口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	797円
10,000口当たり分配金額	H	9円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	21,118,681円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日	当期 自 2021年 3月16日 至 2021年 9月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、親投資信託受益証券であります。 当ファンドは親投資信託受益証券を通じて投資を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。当該親投資信託受益証券は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの投資リスク管理のため、運用管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、運用リスク分析、運用ガイドラインチェック、その他運用リスクに関する事項につき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 ①パフォーマンス評価 ②リスク分析 ③運用ガイドラインチェック ④その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等
------------------	--	---

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2021年 3月15日現在)	当期 (2021年 9月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 同左 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期(2021年 3月15日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	546,644,941
合計	546,644,941

当期(2021年 9月15日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	37,332,802
合計	37,332,802

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

項目	前期 (2021年 3月15日現在)	当期 (2021年 9月15日現在)
1口当たり純資産額	0.7297円	0.7246円
(1万口当たり純資産額)	(7,297円)	(7,246円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	総口数（口）	評価金額（円）	備考
親投資信託受益証券	フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マ ザーファンド	10,370,222,922	16,773,835,576	

合計	10,370,222,922	16,773,835,576	
----	----------------	----------------	--

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の受益証券です。

「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	(2021年 3月15日現在)	(2021年 9月15日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	67,848,404	68,194,621
投資証券	17,679,313,889	16,705,460,489
派生商品評価勘定	5,000	-
未収配当金	13,555,017	12,558,617
流動資産合計	17,760,722,310	16,786,213,727
資産合計	17,760,722,310	16,786,213,727
負債の部		
流動負債		
未払金	13,555,017	12,558,617
流動負債合計	13,555,017	12,558,617
負債合計	13,555,017	12,558,617
純資産の部		
元本等		
元本	11,021,067,362	10,370,222,922
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	6,726,099,931	6,403,432,188
元本等合計	17,747,167,293	16,773,655,110
純資産合計	17,747,167,293	16,773,655,110
負債純資産合計	17,760,722,310	16,786,213,727

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づき処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2021年 3月15日現在)	(2021年 9月15日現在)
1 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	11,627,200,285円	11,021,067,362円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	606,132,923円	650,844,440円
期末元本額	11,021,067,362円	10,370,222,922円
元本の内訳		
フランクリン・テンブルトン 米国政府証券ファンド	11,021,067,362円	10,370,222,922円
2 受益権の総数	11,021,067,362口	10,370,222,922口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2020年 9月16日 至 2021年 3月15日	自 2021年 3月16日 至 2021年 9月15日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。	同左

2.金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、投資証券であります。また当ファンドはデリバティブ取引である為替予約取引も行います。これらの金融商品及びデリバティブ取引は、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、流動性リスク、信用リスク及びカントリーリスクに晒されています。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの投資リスク管理のため、運用管理委員会を設置し、パフォーマンス評価、運用リスク分析、運用ガイドラインチェック、その他運用リスクに関する事項につき審議します。これらの審議結果に基づき、運用関連部署に対し必要な勧告または是正を命じることにより、適切な管理を行います。	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 ①パフォーマンス評価 ②リスク分析 ③運用ガイドラインチェック ④その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2021年 3月15日現在)	(2021年 9月15日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	有価証券 時価の算定方法は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 デリバティブ取引 時価の算定方法は「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 デリバティブ取引 該当事項はありません。 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引における契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(2021年 3月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	△10,384,599
合計	△10,384,599

(2021年 9月15日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	△137,173,354
合計	△137,173,354

(注)当期間の損益に含まれた評価差額は、当該マザーファンドの期首日から本有価証券報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(2021年 3月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建	109,055,000	—	109,050,000	5,000
	米ドル	109,055,000	—	109,050,000	5,000
合計		109,055,000	—	109,050,000	5,000

(注) 時価の算定方法

1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

・当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

（2021年 9月15日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	2021年 3月15日現在	2021年 9月15日現在
1口当たり純資産額	1.6103円	1.6175円
(1万口当たり純資産額)	(16,103円)	(16,175円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	総口数（口）	評価金額	備考
投資証券	米ドル	フランクリン・テンブルトン U.S. ガバメント・セキュリティーズ II・ファンド	11,133,221.239	105,876,933.98	
		フランクリン・テンブルトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド Class I (Mdis)	4,992,013.627	46,475,646.86	
	米ドル 小計		16,125,234.866	152,352,580.84 (16,705,460,489)	

合計		16,705,460,489 (16,705,460,489)	
----	--	------------------------------------	--

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 9月30日現在です。

【フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	17,301,787,044円
II 負債総額	87,172,997円
III 純資産総額（I－II）	17,214,614,047円
IV 発行済口数	23,362,404,549口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.7369円

（参考）

フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	17,066,765,160円
II 負債総額	990円
III 純資産総額（I－II）	17,066,764,170円
IV 発行済口数	10,370,222,922口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6457円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし

ます。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（2021年9月末現在）

- | | |
|------------------------|---------------|
| ① 資本金の額 | ： 1,000百万円 |
| ② 委託会社が発行する株式総数 | ： 100,000株 |
| ③ 発行済株式総数 | ： 78,270株 |
| ④ 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減 | ： 該当事項はありません。 |

（2）委託会社の機構（2021年9月末現在）

① 経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略または招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

② 運用の意思決定機構

運用に関する社内委員会として、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内会議が開催されます。当該会議では、各ファンドの運用状況の確認のほか、その他運用に関する事項について審議します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、投資運用業を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

2021年9月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	75	942,695
単位型株式投資信託	2	5,735
合計	77	948,431

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更しました。

委託会社の財務諸表に続き、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の第26期事業年度（2020年10月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表を参考資料として記載しております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	第22期事業年度 (2020年3月31日)	第23期事業年度 (2021年3月31日)
資 産 の 部		
流動資産		
現金及び預金	1,725,429	1,104,755
前払費用	79,414	77,458
未収委託者報酬	547,446	616,858
未収運用受託報酬	1,524,149	1,975,841
その他未収収益	6,536	5,995
未収入金	1,299	171,560
未収利息	5	7
未収還付法人税等	-	102,230
流動資産計	3,884,280	4,054,708
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	96,383	75,726
器具備品	7,911	24,899
有形固定資産計	104,295	100,625
無形固定資産`		
ソフトウェア	5,561	3,895
無形固定資産計	5,561	3,895
投資その他の資産		
投資有価証券	113,682	28,788
長期差入保証金	47,234	24,520
前払年金費用	-	4,233
繰延税金資産	264,031	160,529
投資その他の資産計	424,948	218,071
固定資産計	534,804	322,592
資産合計	4,419,084	4,377,301

	(単位：千円)	
	第22期事業年度 (2020年3月31日)	第23期事業年度 (2021年3月31日)

負債の部

流動負債

預り金	24,969	38,275
未払金	873,086	325,127
未払手数料	182,218	196,475
未払消費税等	110,220	128,621
その他未払金	580,647	30
未払費用	※2 897,737	1,482,420
賞与引当金	-	245,387
未払法人税等	128,914	-
前受金	55,809	58,817
流動負債計	1,980,516	2,150,028

固定負債

退職給付引当金	114,484	162,540
役員退職慰労引当金	28,805	41,944
その他固定負債	-	19,579
固定負債計	143,289	224,064

負債合計

2,123,805	2,374,092
-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405

利益剰余金

利益準備金	23,594	23,594
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,045,279	753,208
利益剰余金計	1,068,873	776,802

株主資本合計	2,295,279	2,003,208
--------	-----------	-----------

純資産合計	2,295,279	2,003,208
-------	-----------	-----------

負債純資産合計	4,419,084	4,377,301
---------	-----------	-----------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第23期事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,301,219	9,068,333
運用受託報酬	2,646,802	3,074,559
その他営業収益	108,373	66,716
営業収益計	14,056,395	12,209,609
営業費用		

支払手数料	4,092,785	3,198,052
広告宣伝費	18,009	4,832
調査費	5,546,642	5,339,811
調査費	273,944	247,980
委託調査費	5,270,246	5,090,166
図書費	2,451	1,664
委託計算費	257,992	230,343
営業雑経費	180,565	158,736
通信費	34,601	26,803
印刷費	132,535	119,803
協会費	12,675	11,478
諸会費	753	651
営業費用計	10,095,995	8,931,776
一般管理費		
給料	1,809,981	2,281,818
役員報酬	124,873	244,676
給料・手当	1,187,559	1,245,279
賞与	497,547	546,475
賞与引当金繰入	-	245,387
交際費	13,281	2,254
旅費交通費	44,100	841
租税公課	45,151	38,756
不動産賃借料	254,898	213,103
退職給付費用	183,138	182,436
役員退職慰労引当金繰入額	4,833	13,139
固定資産減価償却費	35,442	30,645
業務委託費	244,940	224,593
諸経費	※1 476,451	527,673
一般管理費計	3,112,220	3,515,265
営業利益	848,179	△237,431

(単位：千円)

	第22期事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	第23期事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取利息	495	34
受取配当金	1,738	1,685
投資有価証券売却益	392	-
還付加算金	1,056	-
為替差益	-	60,662
営業外収益計	3,682	62,383
営業外費用		
支払利息	-	1,231
投資有価証券売却損	-	4,710
為替差損	74,846	-

営業外費用計	74,846	5,941
経常利益	777,015	△180,990
特別利益		
親会社株式報酬受入金	-	227,370
事業活動補助受入金	-	171,000
特別利益計	-	398,370
特別損失		
固定資産除却損	14,174	1,299
特別損失計	14,174	1,299
税引前当期純利益	762,840	216,080
法人税、住民税及び事業税	297,438	4,649
法人税等調整額	1,868	103,502
法人税等合計	299,306	108,151
当期純利益	463,534	107,929

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期事業年度（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	881,744	905,338	2,131,744	2,131,744
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△300,000	△300,000	△300,000	△300,000
当期純利益	-	-	-	463,534	463,534	463,534	463,534
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	163,534	163,534	163,534	163,534
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279

第23期事業年度（自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,045,279	1,068,873	2,295,279	2,295,279

当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
当期純利益	-	-	-	107,929	107,929	107,929	107,929
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△292,070	△292,070	△292,070	△292,070
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	753,208	776,802	2,003,208	2,003,208

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4年～8年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額のうち当事業年度末までの期間に係る部分の金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付企業年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付企業年金制度においては直近の年金財政計算上の数理債務に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。
----------------------------	--

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価額を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価額を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2021年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[注記事項]

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の計算書類等の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表関係）

第22期事業年度 (2020年3月31日)	第23期事業年度 (2021年3月31日)
※1 固定資産の減価償却累計額 建物 267,952千円 器具備品 179,260千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 288,609千円 器具備品 177,924千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 15,557千円	

（損益計算書関係）

第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第23期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
--	--

※1 関係会社との取引 諸経費	209,942千円	—
--------------------	-----------	---

（株主資本等変動計算書関係）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	300,000	3,832.8	2019年 3月31日	2019年 6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	78,270	—	—	78,270

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	2020年 3月31日	2020年 6月26日

（リース取引関係）

第22期事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	第23期事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 151,060千円 1年超 647,276千円 合計 798,337千円	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不 能のものに係る未経過リース料 1年以内 152,300千円 1年超 494,976千円 合計 647,276千円

（金融商品関係）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	1,725,429	1,725,429	—
（2）未収委託者報酬	547,446	547,446	—
（3）未収運用受託報酬	1,524,149	1,524,149	—
（4）投資有価証券	104,396	104,396	—
資産計	3,901,421	3,901,421	—
（1）その他未払金	580,647	580,647	—
（2）未払手数料	182,218	182,218	—
（3）未払費用	897,737	897,737	—
負債計	1,660,603	1,660,603	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,725,429	—
未収委託者報酬	547,446	—
未収運用受託報酬	1,524,149	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	1,401	61,995
合計	3,798,426	61,995

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,014,755	1,014,755	—
(2) 未収委託者報酬	616,858	616,858	—
(3) 未収運用受託報酬	1,975,841	1,975,841	—
(4) 投資有価証券	19,503	19,503	—
資産計	3,716,959	3,716,959	—
(1) その他未払金	30	30	—
(2) 未払手数料	196,475	196,475	—
(3) 未払費用	1,482,420	1,482,420	—
負債計	1,678,926	1,678,926	—

（注）1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,104,755	—
未収委託者報酬	616,858	—
未収運用受託報酬	1,975,841	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	8,950	10,553
合計	3,706,406	10,553

(有価証券関係)

第22期事業年度 (2020年3月31日)	第23期事業年度 (2021年3月31日)
1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 63,396千円 取得原価 63,396千円 差額 — 投資信託受益証券 貸借対照表計上額 41,000千円 取得原価 41,000千円 差額 — (注) 非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 3,000千円 売却益の合計額 397千円 売却損の合計額 5千円	1. その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額 19,503千円 取得原価 19,503千円 差額 — — (注) 同 左 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 投資信託受益証券 売却額 41,000千円 売却益の合計額 25千円 売却損の合計額 4,736千円

(退職給付関係)

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	63,388千円
退職給付費用	183,138千円
退職給付の支払額	-千円
前払年金費用	△17,828千円
制度への拠出金	△114,215千円
退職給付引当金の期末残高	114,484千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,098,142千円
年金資産	△1,047,055千円
	51,087千円
非積立制度の退職給付債務	63,396千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円
退職給付引当金	114,484千円
前払年金費用	-千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	114,484千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	183,138千円
----------------	-----------

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度と退職一時金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。

従業員の退職等の際には、臨時で割増退職金を支払う場合があります。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用を計算しております。当事業年度に計上されている割増退職金は99百万円となります。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	114,484千円
退職給付費用	182,436千円
退職給付の支払額	△578千円
前払年金費用	4,233千円
制度への拠出金	△138,034千円
退職給付引当金の期末残高	162,540千円

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,149,600千円
年金資産	△1,153,833千円
	△4,233千円
非積立制度の退職給付債務	162,540千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	158,307千円

退職給付引当金	162,540千円
前払年金費用	△4,233千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	158,307千円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	182,436千円
----------------	-----------

(ストック・オプション等関係)

第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第23期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 209,942千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費 283,617千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。 なお、レッグ・メイソン・インクがフランクリン・リソーシズ・インクに統合されたことに伴い、レッグ・メイソン・インクの株式報酬プランが終了しております。上記1.の費用計上額には当該株式報酬プランの終了に伴って確定した株式報酬費用相当額が含まれております。

(税効果会計関係)

第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第23期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円		千円
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払金	152,349	賞与引当金	56,805
役員退職慰労引当金	8,820	役員退職慰労引当金	12,843
退職給付引当金	35,055	退職給付引当金	19,236
未払費用	67,805	未払費用	51,758
未払事業税	9,502	未払退職金	48,727
ストック・オプション費用	73,056	有価証券評価損	27,776
有価証券評価損	27,776	長期差入保証金	44,857
長期差入保証金	48,464	繰延税金資産小計	262,004
繰延税金資産小計	422,829	評価性引当額	△100,074
評価性引当額	△158,798	繰延税金資産合計	161,930
繰延税金資産合計	264,031		
		繰延税金負債	
繰延税金負債		未払事業税	△104
前払年金費用	-	前払年金費用	△1,296
繰延税金負債合計	-	繰延税金負債合計	△1,400
繰延税金資産の純額	264,031	繰延税金資産の純額	160,529
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
	(%)		(%)
法定実効税率	30.6	法定実効税率	30.6
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2	交際費等永久に損金に算入されない項目	45.8
住民税均等割	0.3	住民税均等割	1.1
評価性引当金	2.4	評価性引当金	△27.2
その他	△0.2	その他	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.1

(資産除去債務関係)

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積み、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	129,132千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
その他増減額（△は減少）	17,363千円

期末における資産除去債務認識額

146,496千円

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を75ヶ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	146,496千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 千円
その他増減額（△は減少）	－ 千円
期末における資産除去債務認識額	146,496千円

（セグメント情報等関係）

〔セグメント情報〕

当社の報告セグメントは投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	11,301,219	2,646,802	108,373	14,056,395

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	4,026,379

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
 該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
 第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
 該当事項はありません。

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業務	投資一任業務	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,068,333	3,074,559	66,716	12,209,609

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・オーストラリア高配当株ファンド（毎月分配型）	2,972,116

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
 第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
 該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
 第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
 該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等 （単位：千円）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
----	----------------	-----	----------	---------------	--------------------	-----------	-------	------	----	------

親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株 会社	被所有 直接 100%	資金の 貸付	資金の 回収	200,000	-	-
						ストック・ オプション 費用の負担	諸経費 の支払 (注3)	209,942	未払 費用	15,557

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	100,306	未払費用	8,360
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	26,611	その他未収収益	2,178
							委託調査費の支払 (注1)	564,387	未払費用	45,992
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	992,694	未払費用	127,796
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任	委託調査費の支払 (注1)	5,775	未払費用	1,971
						投資顧問契約 オフィスの賃借	不動産賃借料等の支払 (注3)	6,491	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	235,089	未払 費用	17,510
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	105,428	未払 費用	6,153
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任 サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	54,061	その他 未収 収益	2,416
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	327,702	未払 費用	25,159
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン& カンパニー・ エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	サービス 契約	調査費・ 諸経費等 の支払 (注3)	175,934	前払 費用	14,702
									未払 費用	12,472
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	848,743	未払 費用	358,801
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	7,809	その他 未収 収益	393
						投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	1,989,021	未払 費用	122,390
同一の親会社を持つ会社	エントラスト パーマル リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	サービス 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	2,642	その他 未収 収益	561
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問 契約	委託調査費 の支払 (注1)	101,097	未払 費用	5,508

同一の親会社を持つ会社	マーティン・カリー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	スコットランド エディンバラ	-	金融業	—	サービス契約	その他営業収益の受取 (注2)	16,842	その他未収収益	985
-------------	---------------------------------	-------------------	---	-----	---	--------	--------------------	--------	---------	-----

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注3) 諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	持株会社	—	資金の借入・返済	資金の借入・返済	1,200,000	-	-
						ストック・オプション 費用の負担	利息の支払	1,231	-	-
							親会社株式報酬の受取	227,370	-	-
							事業活動補助受入金の受取	171,000	未収入金	171,000
							諸経費等の支払 (注3)	283,617	-	-

同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	96,434	未払費用	8,039
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	25,487	その他未収収益	2,214
							委託調査費の支払 (注1)	543,825	未払費用	44,723
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	839,262	未払費用	104,342
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払 (注1)	27,612	未払費用	4,770
							不動産賃借料等の支払 (注3)	10,253		
同一の親会社を持つ会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	170,994	未払費用	12,684
同一の親会社を持つ会社	QS インベスターズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	97,289	未払費用	10,280
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	33,684	その他未収収益	3,153
							委託調査費の支払 (注1)	348,094	未払費用	31,007

同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	—	役員の兼任 サービス契約	調査費・諸経費等の支払 (注3)	195,615	前払費用	14,263
									未払費用	14,531
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	—	役員の兼任 投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	1,347,484	未払費用	932,059
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	-	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	4,501	その他未収収益	365
							委託調査費の支払 (注1)	1,540,346	未払費用	138,831
同一の親会社を持つ会社	ロイス・アンド・アソシエイツ・エルピー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払 (注1)	78,822	未払費用	7,470

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）委託調査費の支払は国内投信及び年金基金等に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注2）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注3）諸経費の支払は当社の役員・従業員に付与されるストック・オプション等の当社費用負担額であります。不動産賃借料等の支払は、本社オフィスの賃貸借契約における当社負担額であります。調査費・諸経費等の支払はテクノロジーサービス費用・マーケットデータ利用料・保険料等の当社負担額であります。負担額は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注4）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注5）当社の親会社であったレグ・メイソン・インクが2020年7月にフランクリン・リソーシズ・インクに統合されたことに伴い親会社の異動がありました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

フランクリン・リソーシズ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン・ワールドワイド・インク（非上場）

テンブルトン・インターナショナル・インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第22期事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第23期事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
--	--

1株当たり純資産額	29,325円14銭	1株当たり純資産額	25,593円56銭
1株当たり当期純利益金額	5,922円24銭	1株当たり当期純利益金額	1,378円93銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	463,534千円	当期純利益	107,929千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	463,534千円	普通株式に係る当期純利益	107,929千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（重要な後発事象）

第22期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

第23期事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（企業結合等関係）

当社は、2020年9月30日開催の取締役会においてフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社との企業結合が承認され、2020年10月8日付で合併契約書を締結いたしました。当該契約書に基づき2021年4月1日付で両社は合併しております。

（1）取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称：フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「FTIJ」）

事業の内容：資産運用業務

2. 企業結合日

2021年4月1日

3. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、FTIJを消滅会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティーの高い顧客サービスの提供やより顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（2）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

（参考）フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社の経理状況

※参考資料においてフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

1. 委託会社であるフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度（2020年10月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 久保直毅

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（2021年4月1日レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に吸収合併された）の2020年10月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（2021年4月1日レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に吸収合併された）の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社と合併を行っており、同日付で商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	第25期 (2020年9月30日)	第26期 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,045,422	963,351
前払費用	12,138	2,917
未収入金	102,827	270,856
未収委託者報酬	40,734	40,311
未収運用受託報酬	242,302	238,441
未収投資助言報酬	6,044	7,298
預け金	—	86,251
その他流動資産	0	0
流動資産合計	1,449,471	1,609,428
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	100,886	106,438
器具備品	31,970	27,995
有形固定資産合計	* 1 132,857	* 1 134,434
無形固定資産		
ソフトウェア	424	54

無形固定資産合計		424		54
投資その他の資産				
繰延税金資産		46,838		28,977
長期差入保証金		97,388		97,388
その他		638		628
投資その他の資産合計		144,865		126,994
固定資産合計		278,147		261,482
資産合計		1,727,618		1,870,911
負債の部				
流動負債				
預り金		1,403		2,141
未払収益分配金		1,373		1,441
未払手数料		27,624		27,003
その他未払金	* 2	404,914	* 2	386,781
未払費用		55,757		33,651
未払法人税等		9,928		5,836
未払消費税等	* 3	13,311	* 3	9,974
未払役員退職慰労金		—		68,309
未払退職金		—		66,758
賞与引当金		—		22,373
流動負債合計		514,312		624,272
固定負債				
資産除去債務		37,788		48,863
退職給付引当金		20,570		15,880
固定負債合計		58,358		64,743
負債合計		572,671		689,015
純資産の部				
株主資本				
資本金		490,000		490,000
資本剰余金				
資本準備金		57,958		57,958
その他資本剰余金		100,000		100,000
資本剰余金合計		157,958		157,958
利益剰余金				
利益準備金		40,000		40,000
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		466,989		493,937
利益剰余金合計		506,989		533,937
株主資本合計		1,154,947		1,181,895
純資産合計		1,154,947		1,181,895
負債純資産合計		1,727,618		1,870,911

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第26期 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	285,562	134,712
運用受託報酬	665,111	311,501
業務受託報酬	1,280,798	775,137
投資助言報酬	27,998	11,529
その他営業収益	105,240	42,431
営業収益計	2,364,711	1,275,312
営業費用		
支払手数料	828,722	401,704
広告宣伝費	3,397	1,898
公告費	590	2,406
調査費	71,524	30,290
図書費	476	33
委託計算費	11,501	6,193
通信費	5,871	4,657
印刷費	17,284	9,176
諸会費	1,590	1,414
販売促進費	50	500
営業費用計	941,009	458,273
一般管理費		
役員報酬	48,825	16,840
役員退職慰労金	—	68,309
給料・手当	352,220	160,458
賞与	44,409	5,973
その他給与	16,326	8,255
法定福利費	40,407	18,402
退職給付費用	41,043	11,219
退職金	—	58,333
交際費	441	—
旅費交通費	1,516	264
租税公課	11,599	7,161
福利厚生費	1,345	275
事務委託費	555,900	285,178
不動産賃貸料	98,660	49,208
固定資産減価償却費	18,854	9,427
賞与引当金繰入	—	22,373
諸経費	115,951	35,757
一般管理費計	1,347,503	757,436
営業利益	76,197	59,602
営業外収益		
受取配当金	—	—
受取利息	8	28
為替差益	5,935	—
その他	18	—
営業外収益合計	5,962	28
営業外費用		
為替差損	—	21,105
その他	* 2 278	* 2 33
営業外費用合計	278	21,138
経常利益	81,881	38,492
特別損失		

固定資産除却損	* 1	15,532	* 1	160
特別損失合計		15,532		160
税引前当期純利益		66,349		38,331
法人税、住民税及び事業税		13,000		145
過年度法人税等戻入額		1,974		△ 6,622
法人税等調整額		11,573		17,861
法人税等合計		26,548		11,383
当期純利益		39,800		26,948

（３）株主資本等変動計算書

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

		株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	57,958	—	57,958	—	833,600	833,600	1,381,558	1,381,558
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—	—	39,800	39,800	39,800	39,800
合併による増加	—	—	100,000	100,000	—	33,587	33,587	133,587	133,587
剰余金の配当	—	—	—	—	40,000	△ 440,000	△ 400,000	△ 400,000	△ 400,000
当期変動額合計	—	—	100,000	100,000	40,000	△ 366,611	△ 326,611	△ 226,611	△ 226,611
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947

第26期（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

		株主資本							純資産 合計
		資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
						繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	466,989	506,989	1,154,947	1,154,947
当期変動額									
当期純利益	—	—	—	—	—	26,948	26,948	26,948	26,948
当期変動額合計	—	—	—	—	—	26,948	26,948	26,948	26,948
当期末残高	490,000	57,958	100,000	157,958	40,000	493,937	533,937	1,181,895	1,181,895

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物付属設備</td><td>10年～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3年～20年</td></tr> </table> 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	建物付属設備	10年～18年	器具備品	3年～20年
建物付属設備	10年～18年				
器具備品	3年～20年				
2. 引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付見込額の当事業年度における負担額を計上しております。 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度における負担額を計上しております。				
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。				
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 決算日の変更に係る事項 2021年4月1日にレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併に伴い、2021年3月期の会計年度は2020年10月1日から2021年3月31日の6か月間となりました。				

（未適用の会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2021年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の計算書類等の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の計算書類等に重要な影響を及ぼすリスクを認識していないため、注記を省略しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第25期 (2020年9月30日)	第26期 (2021年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 53,253千円 器具備品 50,690千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 建物付属設備 58,372千円 器具備品 54,556千円
※2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 18,136千円	※2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動負債 その他未払金 49,022千円
※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。	※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（損益計算書関係）

第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第26期 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
※1 固定資産除却損には次のものがあります。 建物付属設備 8,361千円 器具備品 7,171千円	※1 固定資産除却損には次のものがあります。 建物付属設備 160千円
※2 営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 278千円	※2 営業外費用のその他には次のものがあります。 消費税等差損 33千円

（株主資本等変動計算書関係）

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	43,580	—	—	43,580
合計	43,580	—	—	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年8月20日 臨時株主総会	普通株式	400	9,179	2019年9月30日	2020年8月20日

第26期（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	43,580	—	—	43,580
合計	43,580	—	—	43,580

（注）自己株式について、該当事項はありません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第25期 (2020年9月30日)	第26期 (2021年3月31日)
1年内	94,856	94,856
1年超	363,488	316,060
合計	458,344	410,916

（金融商品関係）

第25期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1. 金融商品に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については自社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金・預金	1,045,422	1,045,422	-
(2) 未収入金	102,827	102,827	-
(3) 未収委託者報酬	40,734	40,734	-
(4) 未収運用受託報酬	242,302	242,302	-
(5) 未収投資助言報酬	6,044	6,044	-
(6) 長期差入保証金	97,388	98,032	643
資産計	1,534,720	1,535,364	643
負債			
(1) 未払手数料	27,624	27,624	-
(2) その他未払金	404,914	404,914	-
(3) 未払費用	55,757	55,757	-
負債計	488,295	488,295	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬及び(5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6) 長期差入保証金

敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定してあります。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,045,422	-	-	-
未収入金	102,827	-	-	-
未収委託者報酬	40,734	-	-	-
未収運用受託報酬	242,302	-	-	-
未収投資助言報酬	6,044	-	-	-
長期差入保証金	-	-	97,388	-
合計	1,437,332	-	97,388	-

第26期（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資金の運用については当社が運用する投資信託への投資に限定し、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。また、資金調達については関係会社からの新株発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、極めて限定的であると判断しております。また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務の残高及び為替の変動による影響を定期的にモニタリングすることで管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
資産			
(1) 現金・預金	963,351	963,351	-
(2) 未収入金	270,856	270,856	-
(3) 未収委託者報酬	40,311	40,311	-
(4) 未収運用受託報酬	238,441	238,441	-
(5) 未収投資助言報酬	7,298	7,298	-
(6) 長期差入保証金	97,388	97,388	-
資産計	1,617,647	1,617,647	-
負債			
(1) 未払手数料	27,003	27,003	-
(2) その他未払金	386,781	386,781	-
(3) 未払費用	33,651	33,651	-
(4) 未払役員退職慰労金	68,309	68,309	-
(5) 未払退職金	66,758	66,758	-
負債計	582,504	582,504	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬及び(5) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期差入保証金
敷金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に当該建物の賃貸借契約期間を加味した利率で割り引いた現在価値より算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 未払費用、(4) 未払役員退職慰労金及び(5) 未払退職金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	963,351	-	-	-
未収入金	270,856	-	-	-
未収委託者報酬	40,311	-	-	-
未収運用受託報酬	238,441	-	-	-
未収投資助言報酬	7,298	-	-	-

長期差入保証金	-	97,388	-	-
合計	1,520,258	97,388	-	-

（有価証券関係）

第25期 (2020年9月30日)	第26期 (2021年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第26期 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	第26期 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、14百万円となります。 2. 確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>34,602 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>24,066 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△38,098 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>20,570 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 24,066 千円 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,077千円であります。	退職給付引当金の期首残高	34,602 千円	退職給付費用	24,066 千円	退職給付の支払額	△38,098 千円	退職給付引当金の期末残高	20,570 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。 確定給付の制度として退職一時金制度を設けております。従業員の退職等に際しては、臨時で割増退職金を支払う場合があります。なお退職一時金制度は、簡便法により計上しております。当事業年度に計上されている割増退職金は、92百万円となります。 2. 確定給付制度 (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table border="1"> <tr> <td>退職給付引当金の期首残高</td><td>20,570 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>5,058 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△9,747 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金の期末残高</td><td>15,880 千円</td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table border="1"> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>15,880 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金</td><td>15,880 千円</td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>15,880 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付費用 簡便法で計算した退職給付費用 11,219 千円 3. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、7,258千円であります。	退職給付引当金の期首残高	20,570 千円	退職給付費用	5,058 千円	退職給付の支払額	△9,747 千円	退職給付引当金の期末残高	15,880 千円	積立型制度の退職給付債務	- 千円	年金資産	- 千円	非積立型制度の退職給付債務	15,880 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	15,880 千円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,880 千円
退職給付引当金の期首残高	34,602 千円																																				
退職給付費用	24,066 千円																																				
退職給付の支払額	△38,098 千円																																				
退職給付引当金の期末残高	20,570 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																				
年金資産	- 千円																																				
非積立型制度の退職給付債務	20,570 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	20,570 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,570 千円																																				
退職給付引当金の期首残高	20,570 千円																																				
退職給付費用	5,058 千円																																				
退職給付の支払額	△9,747 千円																																				
退職給付引当金の期末残高	15,880 千円																																				
積立型制度の退職給付債務	- 千円																																				
年金資産	- 千円																																				
非積立型制度の退職給付債務	15,880 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額退職給付引当金	15,880 千円																																				
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	15,880 千円																																				

(税効果関係)

第25期
(2020年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産

繰越欠損金	641,691
未払金	16,017
未払費用	10,713
資産除去債務	9,186
未払事業税	3,042
その他	4,810
繰延税金資産小計	685,462
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	△624,961
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	△9,186
評価性引当額小計（注1）	△634,148
繰延税金資産合計	51,313

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△ 4,475
繰延税金負債合計	△ 4,475
繰延税金資産の純額	46,838

(注)

1. 評価性引当額が251,010千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が減少したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越欠損金(a)	268,890	268,061	104,739	-	-	641,691
評価性引当額	△ 252,160	△ 268,061	△ 104,739	-	-	△ 624,961
繰延税金資産	16,729	-	-	-	-	(b) 16,729

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
（調整）	
評価性引当額	△ 25.21%
役員賞与等永久に損金に	
算入されない項目	17.41%
住民税均等割	0.44%
過年度法人税等戻入額	2.98%
その他	13.78%
税効果会計適用後の	
法人税等の負担率	40.01%

(税効果関係)

第26期
(2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	677,793
未払金	6,850
未払費用	10,382
資産除去債務	14,961
未払事業税	1,314
その他	2,358
繰延税金資産小計	713,661
税務上の繰越欠損金に係る	
評価性引当額（注2）	△ 662,195
将来減産一時差異等の合計に	
係る評価性引当額	△ 14,961
評価性引当額小計（注1）	△ 677,157
繰延税金資産合計	36,503
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 7,526
繰延税金負債合計	△ 7,526
繰延税金資産の純額	28,977

(注)

1. 評価性引当額が43,009千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に関する評価性引当額が増加したことに伴うものであります。
2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超	合計金額
税務上の繰越 欠損金(a)	268,890	268,061	104,739	0	36,101	677,793
評価性引当額	△ 268,890	△ 252,463	△ 104,739	0	△ 36,101	△ 662,195
繰延税金資産	0	15,597	0	0	0	(b) 15,597

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金は回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額	18.02%
役員賞与等永久に損金に 算入されない項目	0.00%
住民税均等割	0.38%
過年度法人税等戻入額	△ 17.28%
その他	△ 2.04%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	29.70%

(資産除去債務関係)

第25期 (2020年9月30日)	第26期 (2021年3月31日)
----------------------	----------------------

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減	1. 当該資産除去債務の概要 本社建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を取得から12年と見積り、割引率は1.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を変更前の資産除去債務残高に10,903千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。
期首残高 30,165千円 合併による増加額 7,285千円 時の経過による調整額 337千円 期末残高 37,788千円	期首残高 37,788千円 見積期間および金額変更による増加額 10,903千円 時の経過による調整額 170千円 期末残高 48,863千円

(セグメント情報等)

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
978,672	1,135,118	249,662	1,257	2,364,711

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	1,135,118

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

第26期（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	米国	その他	合計
457,744	707,313	109,819	435	1,275,312

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

②有形固定資産

国内に所在している有形固定資産の額が貸借対照表の有形固定資産の額の90%超であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名または名称	営業収益
フランクリン テンブルトン インターナショナル サービス S.A.R.L	707,313

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(関連当事者)

第25期（自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	フランクリン ソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	49,511千 米ドル	銀行持株 会社法上 の持株会 社	(被所有) 間接 100%	業務委託 関係	本部共通 経費の 支払	21,698	その他 未払金	18,136

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------------------	-----	------------------	-------------------	----------------------------	-----------------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプレートン・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	229,433 555,869	未収入金 その他未払金	17,199 46,838
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンプレートン・インターナショナルサービス・S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,127千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	1,135,118 48,649	未収入金 その他未払金	83,945 4,079
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国コネチカット州	0米ドル	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	10,850 541,759	未収入金 その他未払金	679 269,165

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
- (2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
- (3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンプレートン ワールドワイド インク（非上場）

テンプレートン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンプレートン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

第26期（自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	フランクリン リソーシズ インク	アメリカ合衆国デラウェア州	50,434千米ドル	銀行持株会社法上の持株会社	(被所有) 間接 100%	業務委託関係	本部共通経費の支払	1,167	その他未払金	49,022

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

本部共通経費の支払については、当業務に関する役務提供割合を勘案して合理的な金額を支払っております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンブルトン・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国デラウェア州	0米ドル	一般業務委託請負会社	無し	業務委託関係	業務の受託 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託	102,112 285,019	未収入金 その他未払金	17,925 49,885
同一の親会社を持つ会社	フランクリン・テンブルトン・インターナショナル・サービス・S.A.R.L	ルクセンブルグ	4,605千ユーロ	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	707,313 22,449	未収入金 その他未払金	251,801 1,606
同一の親会社を持つ会社	K2/D&S マネジメント・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国コネチカット州	0米ドル	資産運用会社	無し	業務委託関係	業務の受託 業務の委託	3,177 271,760	未収入金 その他未払金	872 281,351

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
(1) 業務受託報酬については、当社が提供する役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出しております。
(2) 総務・経理・インフォメーションテクノロジー業務等の委託については、コーポレートサービスフィー契約に基づいて算出された業務委託料金を支払っております。
(3) 業務委託報酬については、当社に提供される役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

フランクリン リソーシズ インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

テンブルトン ワールドワイド インク（非上場）

テンブルトン インターナショナル インク（非上場）

フランクリン・テンブルトン・キャピタル・ホールディングス・プライベート・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

第25期 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		第26期 (自 2020年10月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	26,501.77円	1株当たり純資産額	27,120.13円
1株当たり当期純利益金額（注）	913.27円	1株当たり当期純利益金額（注）	618.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式の発行がないため、記載していません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下の通りであります。

	第25期 （自 2019年10月1日 至 2020年9月30日）	第26期 （自 2020年10月1日 至 2021年3月31日）
当期純利益（千円）	39,800	26,948
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	39,800	26,948
期中平均株式数（株）	43,580	43,580

（重要な後発事象）

企業結合等関係

当社は、2020年10月8日開催の取締役会において、レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との合併契約を締結することを決議し、承認され、2020年10月8日付けで合併契約を締結いたしました。当該契約書に基づき、2021年4月1日付で両社は合併を実施いたしました。

（1）取引の概要

1. 結合当事企業の名称及び事業内容

結合当事企業の名称： レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「LMJ」）

事業の内容： 資産運用業務

2. 企業結合日

2021年4月1日

3. 企業結合の方法

当社を消滅会社、LMJを存続会社とする吸収合併

4. 企業結合後の名称

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

5. 企業結合の目的

この企業結合により日本法人の業務効率の向上と体制強化を図ることで、よりクオリティの高い顧客サービスの提供や、より幅広い運用戦略の中から顧客ニーズにあった商品紹介を可能とすることを目指します。

（2）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もし

くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

2021年4月1日にフランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併し、商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社としました。

2021年6月28日付で、委託会社の事業年度を「毎年10月1日から翌年9月末日まで」とする定款変更を行いました。

これにより、第24期事業年度は2021年4月1日から2021年9月末日までとなります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（2021年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	

株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＯＫＢ証券株式会社	1,500百万円	
おきぎん証券株式会社	850百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
西日本シティＴＴ証券株式会社	3,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
丸三証券株式会社	10,000百万円	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社大垣共立銀行	46,773百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725百万円	
株式会社北九州銀行	10,000百万円	
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社きらやか銀行	24,200百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社西京銀行	23,497百万円	
株式会社四国銀行	25,000百万円	
株式会社常陽銀行	85,113百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社東北銀行	13,233百万円	
株式会社名古屋銀行 [※]	25,090百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社百十四銀行	37,322百万円	
株式会社福井銀行	17,965百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北國銀行	26,673百万円	
株式会社宮崎太陽銀行	12,252百万円	
株式会社もみじ銀行	10,000百万円	
株式会社山口銀行	10,005百万円	
株式会社山梨中央銀行	15,400百万円	

セントラル短資株式会社	5,000百万円	出資の受入、預り金及び金利等に関する法律に基づき、主としてコール資金の貸付、またはその貸借の媒介を業としています。
-------------	----------	---

※ 受益権の新規の募集の取扱いはありません。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社
 ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。
- （2）販売会社
 日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

- （1）受託会社
 該当事項はありません。
- （2）販売会社
 該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年 3月16日	有価証券届出書
2021年 3月26日	臨時報告書
2021年 6月11日	有価証券届出書
2021年 6月11日	有価証券報告書
2021年 6月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月22日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

(旧社名 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社)

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（旧社名 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社（旧社名 レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、2021年4月1日を効力発生日として、フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社と合併を行っており、同日付で商号をフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社に変更している。

当該事項は、当監査法人の監査意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明

の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月20日

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンドの2021年3月16日から2021年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンドの2021年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。